

## 7. 学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

〔平成21年9月16日  
学 長 裁 定〕

改正 平成22年 1月27日  
平成22年10月 5日  
平成23年 2月16日  
平成23年 3月15日  
平成23年 3月31日  
平成23年11月 1日  
平成23年12月 6日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
- 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（気象警報が発表された場合等の取扱い）

第2 気象警報が発表された場合及び学生が通学に利用する交通機関が運行休止になった場合は休講又は公欠等とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第3 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合等の取扱い）

第4 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い）

第5 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署（以下「官公署」という。）へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

(学生が骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の取扱い)

第6 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄液提供等」という。）を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要な検査及び入院その他手続き（以下「入院等」という。）を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

(学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い)

第7 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動（以下「災害ボランティア活動」という。）に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。

2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が決定し、公示する。

(一授業科目当たりの公欠及び準公欠の制限)

第8 一の授業科目について、公欠及び準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

(雑則)

第9 第2から第8までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

附 則

この取扱いは、平成21年 9月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年10月 5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 3月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年11月 1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成23年12月 6日から施行する。

## 気象警報・交通機関の運休 【休講、公欠等】

I 本学の所在地（以下「キャンパス」という。）に気象警報（暴風警報，暴風雪警報及び大雪警報に限る。以下同じ。）が発表された場合

- 1 本学のキャンパスを含む地域に，気象警報（三朝キャンパスにあつては大雪警報を除く。）が発表された場合の授業は，次のとおり取り扱う。
  - 一 昼間に開講する授業
    - イ 気象警報が，午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報が，午前8時40分までに解除されても，全ての授業は休講とする。
    - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。
  - 二 夜間に開講する授業
    - イ 気象警報が，午後3時から午後6時（授業開始時刻）までに出ている場合は，全ての授業を休講とする。なお，気象警報が，午後6時までに解除されても，全ての授業は休講とする。
    - ロ 授業開始後に気象警報が出された場合は，次の時限以降の全ての授業を休講とする。
- 2 対象となる気象警報が発表されている地域
  - 一 岡山市内にある本学の「津島キャンパス」，「鹿田キャンパス」その他キャンパス及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「岡山地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
  - 二 本学の「倉敷キャンパス」で行われる授業については，岡山地方気象台から発表の「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」あるいは「岡山県全域」
  - 三 本学の「三朝キャンパス」で行われる授業については，鳥取地方気象台から発表の三朝町を含む地域
  - 四 上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については，当該キャンパスの所在地の管轄気象台から発表のその所在地を含む地域

注) 地域区分の内訳は，以下のとおり。

岡山県全域	=	岡山県南部地域及び岡山県北部地域
岡山県南部地域	=	岡山地域，東備地域，倉敷地域，井笠地域及び高梁地域
岡山県北部地域	=	新見地域，真庭地域，津山地域及び勝英地域
岡山地域	=	岡山市，瀬戸内市，玉野市及び吉備中央町（いずれかの市町村に気象警報が発表された場合を含む。）
倉敷地域	=	倉敷市，総社市及び早島町（いずれかの市町村に気象警報が発表された場合を含む。）

3 休講の周知方法等

- 一 気象警報が発表された場合は，速やかに休講の周知を行うものとし，この場合の休講の周知は，G m a i l，学内掲示，本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。なお，授業開始後に気象警報が出された場合は，学内掲示等により周知するとともに，授業中のものにあつては，授業担当教員を通じて周知するものとする。ただし，

国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条第1項第1号に規定する一般職員（以下「一般職員」という。）の勤務時間外に気象警報が発表された場合は、翌勤務日の勤務時間内において、速やかに休講の周知を行うものとする。

二 前号にかかわらず、気象警報の発表が、一般職員の勤務時間外において予想される場合は、Gmail、学内掲示及び本学ホームページにより、前2項に規定する休講の取扱いについて、あらかじめ周知するものとする。

三 休講決定後、直ちに下校することが危険な場合には、学内の施設で待機できるものとする。

#### 4 課外活動の取扱い

休講措置が取られた場合、課外活動は全て禁止とする。

## II 上記 I による休講措置の対象とならない気象警報が発表されて通学が困難な場合及び通学に利用する交通機関が運行休止になった場合

1 休講措置の対象とならない気象警報（注1）や交通機関の運行休止（注2）により通学が困難な場合は、届出により、出席できなかった授業を公欠扱いとする。

注1 休講措置の対象とならない気象警報とは…

上記 I の対象となる気象警報以外の気象警報又は本学のキャンパス地域には気象警報が出ていないが、学生が居住している地域に気象警報が出て通学が困難な場合をいう。

注2 交通機関の運行休止とは…

気象現象又は地震により、鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり通学が困難な場合をいう（それ以外の事由による公共交通機関の運行休止を含む。）。

## 2 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式1「授業公欠届（気象警報・交通機関の運休）」により、学生が所属する学部・コース、研究科、特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別別科の教務担当（以下「学部等の教務担当」という。）へ、交通機関の運行休止を明らかにする書類とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

## III 休講及び公欠の授業の取扱い

一 休講として取り扱う授業については、後日、原則として補講を行うものとする。

二 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## 忌引き 【公欠】

- 1 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。
- 2 公欠となる親族の範囲
  - 一 配偶者
  - 二 1親等（父母，子）
  - 三 2親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）
- 3 公欠となる期間

次に掲げる期間とする。なお、葬儀のため遠隔の地へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

  - 一 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
  - 二 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
  - 三 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 4 公欠の届出

公欠の届出は、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事を終えた後、別紙様式2「授業公欠届（忌引き）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。
- 5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## 感染症 【出席停止，公欠等】

### I 学生が感染症に罹患した場合

- 1 学生が，次表の感染症に罹患した場合は，医師の診断に基づき，出席停止とする。

種類	病名
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。），新型インフルエンザ等感染症，指定感染症，新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。），百日咳，麻疹，流行性耳下腺炎，風疹，水痘，咽頭結膜熱，結核

### 2 出席停止の期間

出席停止の期間は，次表の期間を基準に，医師に治癒したと診断されるまでとし，医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については，治癒するまで。
第2種	<p>第2種の感染症に罹患した者については，次の期間。ただし，病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは，この限りでない。</p> <p>イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては，解熱した後2日を経過するまで。</p> <p>ロ 百日咳にあつては，特有の咳が消失するまで。</p> <p>ハ 麻疹にあつては，解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあつては，耳下腺の腫脹が消失するまで。</p> <p>ホ 風疹にあつては，発疹が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあつては，すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあつては，主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 結核にあつては，病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>

3 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

4 公欠の届出

公欠の届出は、別紙様式3「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当へ、医師の診断書（治癒証明書（コピー可））とともに提出するものとする。

学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。

5 公欠の授業の取扱い

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

II 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

1 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

2 休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長、理事（教育・学生担当）及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。

3 休業の周知は、G m a i l，学内掲示，本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行うものとする。

## 裁判員制度 【準公欠】

- 1 学生が、裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員（補充裁判員を含む。以下同じ。）として職務に従事する場合に出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間  
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、遠隔の裁判所へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
  - 一 裁判員候補者として裁判所へ出頭する選任手続期日
  - 二 裁判員として審理に従事する日
  - 三 裁判員として評議・評決に従事する日
  - 四 裁判員として判決の宣告に立ち会う日
- 3 準公欠の届出  
準公欠の届出は、裁判員としての職務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書とともに提出するものとする。ただし、選任手続期日に裁判所へ出頭し、裁判員に選任されなかった場合の準公欠の届出は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に、当日出頭したことの証明を受けたものを提出するものとする。  
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い  
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## その他証人、参考人等として官公署へ出頭する場合 【準公欠】

- 1 学生が、証人、参考人等として官公署へ出頭するために出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間  
準公欠となる期間は、その用務に要する日数とする。なお、遠隔の官公署へ赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。
- 3 準公欠の届出  
準公欠の届出は、その用務を終えた後、別紙様式4により、学生が所属する学部等の教務担当へ、官公署の発行する当該用務に従事した期間の証明書又はその事実を証明する文書等とともに提出するものとする。  
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い  
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## 骨髄移植のための骨髄液提供等 【準公欠】

- 1 学生が、骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液提供等を行おうとする場合であって、財団法人 骨髄移植推進財団に対してドナー登録を行った後、ドナー候補者又はドナーとなり、骨髄液提供等に必要入院等のために出席できなかった授業については、届出により、準公欠扱いとする。
- 2 準公欠となる期間  
準公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、入院等のために遠隔の医療機関等へ赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数とする。
  - 一 ドナー候補者として、確認検査等の説明及び確認検査を受ける日
  - 二 ドナー候補者として、骨髄液又は末梢血幹細胞採取に関する最終説明及び最終同意のために医療機関等に赴く日
  - 三 ドナーとして、骨髄液又は末梢血幹細胞採取前の健康診断を行う日
  - 四 骨髄液採取時に用いる自己血保存のための採血を行う日
  - 五 末梢血幹細胞採取前の顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）の注射を行う日
  - 六 骨髄液又は末梢血幹細胞採取に伴い入院する日
  - 七 骨髄液又は末梢血幹細胞採取後の健康診断を行う日
  - 八 その他骨髄バンク事業に関する手続等に必要となる日
- 3 準公欠の届出  
準公欠の届出は、上記2に掲げる各期間の終了後、その都度、別紙様式5により、学生が所属する学部等の教務担当へ、財団法人 骨髄移植推進財団の発行する証明書とともに提出するものとする。  
学部等の教務担当は、届出を受理した場合は、その写しにより、授業担当教員へ連絡するものとする。
- 4 準公欠の授業の取扱い  
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## 災害ボランティア活動 【準公欠】

- 1 学生が、災害ボランティア活動に従事するために出席できなかった授業については、下記6に定める所定の手続を経て、準公欠扱いとする。
- 2 対象となる災害  
準公欠扱いの対象となる災害については、教育担当理事が決定し、別紙様式6-1により、その都度、公示するものとする。
- 3 保護者等の同意  
災害ボランティア活動を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、あらかじめ保護者等の同意を得て、自己の責任において、災害ボランティア活動に従事するものとする。
- 4 ボランティア団体への所属及び保険への加入  
当該学生は、地方自治体又は各都道府県・市町村等の社会福祉協議会等のいずれかのボランティア団体に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、任意の非政府組織（NGO）又は特定非営利活動法人団体（NPO）等に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。  
また、災害ボランティア活動に従事する際は、事前に、社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に加入するものとする。
- 5 準公欠となる期間  
準公欠となる期間は、一の学期において7日の範囲内とし、現地へ赴く場合の往復に要する日数を含むものとする。
- 6 準公欠の手続  
準公欠の手続は、次のとおりとする。
  - ① 当該学生は、災害ボランティア活動のために現地に赴く前に、指導教員等へ、別紙様式6-2「災害ボランティア活動申請書」及び別紙様式6-3「学生の災害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）」を提出するものとする。
  - ② 指導教員等は、当該学生から提出された別紙様式6-2及び別紙様式6-3の内容を確認の上、授業への影響等を考慮して教育的指導を行い、当該災害ボランティア活動が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。
  - ③ 当該学生は、指導教員等の許可を得た後、所属する学部等の教務担当へ、別紙様式6-2及び別紙様式6-3を提出するものとする。
  - ④ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された書類が適切に記入されていること及び社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入済みであることを確認の上、受領した後、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
  - ⑤ 当該学生は、災害ボランティア活動終了後に、当該災害ボランティア活動の受入団体から発行されるボランティア活動証明書又は別紙様式6-4「災害ボランティア活動証明書」（以下「証明書」という。）を、学部等の教務担当へ提出するものとする。  
なお、災害ボランティア活動において事故にあった場合は、事故報告書（様式任意）を併せて提出するものとする。
  - ⑥ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された証明書を確認した後、別紙様式6-4を複写し、授業担当教員へ通知するとともに、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
- 7 準公欠の授業の取扱い  
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。

## 10. 一般周知事項

### 1 学生への連絡について

大学からの連絡事項は、原則として歯学部棟4階ホールに設置する掲示板により行うので、1日1回は必ず確認してください。

なお、一度掲示した事項は、学生に周知されたものとして取り扱い、掲示板を見なかったという理由で責任を免れることはできませんので、注意してください。

また、個別の連絡は、4階ホールへの「呼出」掲示若しくはG-mailにて行います。

### 2 各種証明書等について

学割証・在学証明書等の各種証明書の発行は、以下に設置する証明書発行機を利用してください。

(鹿田地区)

管理棟 1F (利用時間：月曜日8:30～日曜日0:00)

歯学部棟 2F 教務グループ歯学部担当、4F 学生ホール

(利用時間：平日8:30～17:15)

(津島地区)

一般教育棟A棟1Fロビー (利用時間：平日8:30～18:00)

証明書の厳封が必要な場合は、発行機により発行の上、教務グループ歯学部担当まで申し出てください。

なお、パスワードは厳重に管理し、忘れた場合は、情報統括センター若しくは教務グループ歯学部担当に学生証を持参の上、申し出てください。

### 3 願出、届出について

休学、退学等は、所定の様式により願い出てください。

一週間以上連続して欠席するときは、教務グループ歯学部担当へ欠席届を提出して下さい(病気の場合は医師の診断書添付)。

戸籍事項、保証人、連帯保証人の住所等に異動があったときは、教務グループ歯学部担当へ速やかに届け出てください。

校友会(歯学部)サークルが学外において行事を行うときは、あらかじめ所定の様式により歯学部長へ届け出てください。

### 4 奨学金について

日本学生支援機構奨学金、地方公共団体奨学金、民間団体奨学金等の募集に関することは、歯学部棟4階「授業料・奨学金掲示板」に注意し、必要な手続きを行ってください。

### 5 授業料について

代行納付手続者及び口座振替手続者は、大学の指定する振替日の前日までに指定口座に入金を行っておってください。振込希望者は、大学から送付する振込用紙により指定する期限までに最寄りの金融機関から振込んでください。指定された期限内に納付せず、本人又は保証人に督促がなされた後なお納付しないときは、学則により除籍されます。

なお、授業料免除を希望する場合は、歯学部棟4階「授業料・奨学金掲示板」に注意し、必要な手続きを行ってください。

### 6 学研災および学研災付帯学生生活総合保険について

入学時に加入を依頼している学研災および学研災付帯学生生活総合保険に必ず加入してください。(加入していない場合、授業が受講できないことがあります。)

## 7 健康管理について

入学時に健康診断書の提出を義務付けていませんので、入学後は、本学で行う定期健康診断を必ず受診してください。

なお、健康診断未受診の場合、実習等を履修することが出来ない場合があります。

また、学生生活や修学等について相談したいことがある場合は、顧問教員、教務グループ歯学部担当、保健管理センター及び学生支援センター等へ気軽にお越しください。

## 8 白衣・学生名札について

実習時は、白衣を着用し、名札をつけてください。

白衣着用のまま学外へ出ることは厳禁です。

臨床実習用の名札は、臨床実習開始前に配付します。

歯学部棟では、名札（学生証）を着用してください。

## 9 学生用ロッカーについて

実習等で必要な教材・器具等を保管するために、学生用ロッカーを貸与します。ロッカーは、当番を決めて清掃を行い、常に整理・整頓に心がけてください。

なお、卒業又は退学時にはロッカー内を清掃し、鍵を返却してください。

## 10 本学部講義室等利用の上での注意事項

講義室等の使用、集会又は掲示の必要が生じたときは、教務グループ歯学部担当に願ひ出てください。

講義室等を使用するときは、火災・盗難の予防及び備え付けの器具等の保全に留意し、室内は常に整理・整頓に心がけてください。

講義室等は、当番を決めて清掃を行ってください。

なお、鹿田キャンパス構内は全面禁煙です。

## 11 その他

### ・学外からの呼出しについて

学外からの呼出しには応じません。また、学生の住所その他の個人情報は、学外者及び一般学生等には知らせないので、必要な方にはよく連絡しておいてください。

### ・郵便物について

サークル等宛……………4階学生ホールのレターボックスに配付するので、サークル代表者等は随時確認し持ち帰ってください。

その他宛……………「呼出」掲示により配付します。

※個人宛ての郵便物については、取り扱いませんのでご注意ください。

### ・実習器具の貸与について

大学より貸与される器具は、別紙のとおりです。配付・回収は、教員の指示または掲示により通知しますが、退学時は教務グループ歯学部担当へ返却してください。

実習器具を破損し、使用不能となった場合は、実習器具交換願と破損器具を提出し交換して下さい。学生の責による器具の紛失時は、各自又はグループ等が自費により同一メーカー同規格の器具を現物弁償しなければいけません。

なお、別紙以外の器具については、関係教育研究分野、学生技工室の指示を受けてください。

#### 4、5年次実習器具貸与一覧表

番号	品名	規格	数量
1	彫刻刀	YDM エバン	1
2	石膏ヘラ	JM 樹脂柄	1
3	技工ノギス	YDM	1
4	石膏刀	JM コキ付きA型	1
5	プラスチックボール	JM L(青色)	1
6	ワックススパチュラ	YDM #1	1
7	ワックススパチュラ	YDM #31	1
8	技工用ピンセット	YDM 直	1
9	セメントスパチュラ 両顎	YDM #1	1
10	デンタルボックス		1
11	ミラートップ	JM 4P	1
	ミラーハンドル	YDM YS型	1
12	ピンセット	YDM #18	1
13	エキスプローラー 両顎	YDM #5	1
14	エキスプローラー 両顎	YDM #8	1
15	エキスカバーター 丸柄	YDM #2	1
16	鍊成充填器	YDM #13	1
17	ステンレスバット	JM 石川	1
18	マジックバースタンド	JM エンジン用	1
19	角葉ピン	JM ホワイト(透明)	1
20	ガラス練板	JM 150×75×15	1
21	レジン充填形成器 TANC	YDM #2	1
22	アマルガムキャリア	YDM L	1
23	アマルガム充填器	YDM #1	1
25	技工プライヤー	YDM ピーソ#118	1
26	ユニティ咬合器	YDM	1
27	STリング	JM L	1
28	STリング	JM M	1
29	円錐台	JM L	1
30	円錐台	JM M	1
31	網トレー	YDM A・上顎用	1
	網トレー	YDM A・下顎用	1
32	オストロンモールド	GC	1
33	トレーレジン混和器	松風	1
34	トレーレジンスパチュラ	松風	1
35	咬合紙ホルダー	YDM M型	1
36	パイル用皿	松風	1
37	ダッピンググラス	JM 緑	1
38	ダッピンググラス	JM 青	1
40	アクロン混和器	GC	1
56	ワイヤーカッター	YDM 新型(YS-601)	1
57	プライヤー	YDM ヤング#R74	1
58	プライヤー	YDM 溝型	1
65	矯正プライヤー	YDM ホー(ND-502L)	1
71	金冠バサミ	YDM #211(曲)	1
72	アルジネートスパチュラ	YDM コキ付き	1

## 5、6年次実習器具貸与一覧表

番号	品名	規格	数量
1	彫刻刀	YDM エバン	1
2	石膏ヘラ	JM 樹脂柄	1
3	技工ノギス	YDM	1
4	石膏刀	JM コキ付きA型	1
5	プラスチックボール	JM L(青色)	1
6	ワックススパチュラ	YDM #1	1
7	ワックススパチュラ	YDM #31	1
8	技工ピンセット	YDM 直	1
10	デンタルボックス		1
25	技工プライヤー	YDM ピーソ#118	1
26	ユニティ咬合器	YDM	1
27	STリング	JM L	1
28	STリング	JM M	1
29	円錐台	JM L	1
30	円錐台	JM M	1
36	パイル皿	松風	1
37	ダッペングラス	JM 緑	1
57	プライヤー	YDM ヤング#R74	1
58	プライヤー	YDM 溝型	1
74	ダッペングラス	JM 茶	1
75	インレー形成器	YDM #1	1
77	咬合器	シオダ デンタルホビーL	1
78	マグネット	シオダ デンタルホビーL装着用, 1組, 2個	1
79	南加大式咬合器	山八	1
80	ダイロックトレ	JM 局部用	1

指導教員等の氏名 (課外活動による場合は、 サークル顧問教員の氏名)	印

# 欠席届

平成 年 月 日

授業担当教員

殿

学部・研究科等

学科・課程・専攻等

学 生 番 号

氏 名

下記のとおり、授業を欠席 [ します / しました ] ので、届け出ます。

## 記

1 欠席する授業科目名

( 曜日 時限)

2 欠席の期日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 欠席の事由

- 教育実習等       介護等の体験       インターンシップ実習  
 学外研修等       集中講義  
 病気又はけが (医師の診断書を添付してください。)  
 課 外 活 動 (大会等への出場を証明する書類等を添付してください。)  
 就 職 活 動 (就職活動を証明する書類等を添付してください。)  
 その他の活動 (その他の活動を証明する書類等を添付してください。)

上記欠席事由の詳細

---

---

---

【欠席届 裏面】

この欠席届は、学生が公欠や準公欠とならない事由（主に、下表に掲げるもの）により授業を欠席をする場合に使用することができます。（ただし、所属学部・研究科等により授業欠席の取扱い等が別途に定められている場合は、それに従ってください。）

この欠席届を提出する場合は、記入した後、必要に応じて関連書類を添付の上、**授業担当教員あてに直接提出してください。**

この欠席届の提出にかかわらず、成績評価に当たっての配慮を行うかどうかについては、各授業担当教員の判断に委ねられています。**この欠席届の提出により、授業担当教員による成績評価における配慮を確約するものではありません。**

**また、教養教育科目の定期試験を欠席する場合は、この欠席届を使用せず、教養教育科目履修の手引きに従って、受験延期願（追試験）の手続きを行ってください。**

【欠席届を使用することができる主な授業欠席の事由】

本学の教育施設以外で実施する授業等	教育実習等	教育職員免許状又は保育士資格の取得のために必要な実習をいう。
	介護等の体験	教育職員免許状（小学校及び中学校免許）の取得のために必要な体験をいう。
	インターンシップ実習	本学の開講する授業で、単位認定を行う就業体験をいう。
	学外研修等	学部・研究科等において実施する学外研修及び学外施設見学等をいう。
集中講義		授業実施期間中における集中講義をいう。
病気又はけが		学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて（平成21年9月16日学長裁定）第4に規定する、学生が感染症に罹患した場合等の取扱いによらない病気又はけがをいう。
課外活動		岡山大学公認サークルの活動に伴う大会等への出場をいう。
就職活動		授業実施期間中における就職活動をいう。